

岩手県いじめ問題対策委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県いじめ問題対策委員会条例（平成27年岩手県条例第72号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を召集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 岩手県情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に該当すると認められる情報について調査審議を行う場合
- 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは別に定めるものとする。

(会議録等の作成等)

第4条 会議を開催したときは、会議録を作成する。

2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議録及び配付資料は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。